

■議案第35号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町打井川地区」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町打井川1467番地1 四万十町打井川地域づくりセンター
指定管理者	四万十町打井川 四万十町打井川地区会
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町打井川地域づくりセンターは、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等による地域活性化を図ることを目的に設置された施設であり、平成23年4月1日から現在まで、「四万十町打井川地区会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、打井川地域の3地区で組織する地区会であり、これまでの指定期間中においては、ホビー館・かっぱ館の来場者向けの食品や物品の販売、冠婚葬祭時の活用、仕出し等に取り組んでおり、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令】

四万十町打井川地域づくりセンター条例（平成22年四万十町条例第22号）抜粋

（管理運営）

第3条 町長は、センターの管理及び運営を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 （略）

その他の根拠法令は、議案第34号に同じ。